

令和7年度静岡県若年層向けこころのセルフケアワークショップ 企画運営事業委託先募集要項

静岡県が発注する、令和7年度静岡県若年層向けこころのセルフケアワークショップ企画運営事業委託に関する業務の企画提案の募集については、関係法令に定めるもののほか、この募集要項によるものとする。

1 目的及び概要

本県における10歳代、20歳代、30歳代の死因第1位が「自殺」であり、若年層(40歳未満)が自分自身でこころのセルフケアについて考え、対処する方法を知る機会を提供することが課題である。

そこで、自分自身が自殺を予防する「自助」を促進する目的で、県内在住、在学、在勤の若年層を対象にこころのセルフケアに関するワークショップを開催する。本ワークショップの企画運営内容の充実と実施の効率化を図るため、企画提案を募集する。提出された企画提案をもとに、審査選定を行い企画運営事業の委託先を決定する。

2 委託業務名

令和7年度静岡県若年層向けこころのセルフケアワークショップ企画運営事業委託

3 委託業務の内容

別紙1「仕様書」のとおり

4 委託費

1,367,000円 上限(税込)

5 委託契約の期間

契約の日から令和8年3月24日(火)まで

6 応募資格

以下の(1)から(6)までの要件をすべて満たす者であること。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 直近1年間において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている者でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでに同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利益等をしている者又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

7 参加表明書、応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書に係る注意事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、**別紙2「応募について」**のとおり参加表明書、応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書を提出する。

8 選考

別紙3「選定について」のとおり、書面審査及び企画提案方式による随意契約

9 応募書類提出先・問い合わせ先(平日午前9時から午後4時まで)

静岡県 健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課 精神保健福祉班

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 西館2階

電話 054-221-2435

FAX 054-221-3267

E-mail seisin@pref.shizuoka.lg.jp